

豐橋市文化振興指針

改訂版

豐橋市

— 目 次 —

第 1 章	文化振興指針の改訂について	1 頁
	1. 改訂の趣旨	1 頁
	2. 指針の位置付けと期間	2 頁
	3. 指針改訂の背景	3 頁
	4. 対象とする文化の範囲	7 頁
第 2 章	本市の文化振興における新たな方向性	8 頁
	文化振興の体系図	10 頁
第 3 章	本市の文化振興における新たな展開	11 頁
	1. 文化振興の基本方針と基本施策	11 頁
	2. 文化振興の推進体制	20 頁
	3. 文化施設の特性・位置付け	21 頁
第 4 章	アクションプラン	22 頁
	1. 重点基本方針	22 頁
	2. 成果指標	22 頁
	3. 重点基本方針における主な事業	23 頁
	4. 基本方針全体の主な事業	27 頁
	参考資料	31 頁
	文化芸術振興基本法	32 頁
	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	38 頁
	豊橋市文化振興指針策定会議設置要綱	42 頁
	〃 文化振興指針策定会議アドバイザー名簿	45 頁
	〃 文化振興指針改訂の経過	46 頁

第1章 文化振興指針の改訂について

1. 改訂の趣旨

平成13年1月に策定した豊橋市文化振興指針は、本市を単なる「文化活動が盛んなまち」から「文化がみえるまち」に変えていくことを目指し、市民が、文化を共有、評価、発信し、身近にあるものと捉えることのできるよう、個人や団体、分野や地域の枠を超えた文化交流・連携を推進し、芸術文化の拠点整備、人材の育成、文化振興の推進体制の整備など、文化の基盤整備を図ってきました。

その結果、様々な市民主導の文化活動が動き出し、まちのいたるところで、それらを感じ、文化がごく身近なものとして、私たちの生活の中で息づき、多様な文化を享受できる”、そんなまちに、本市は近づいたと考えています。

文化は、豊かな人間性を養い、創造力や感性を育むなど人間らしく生きるための糧となるものです。また一方で、文化の持つ多様性や創造性は、まちに新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現させる大きな力となり、まちづくりにおいて重要な役割を果たすものとなっています。今、私たちを取り巻く外部環境が大きく変化し、社会がますます複雑化していく中で、芸術や文化の力が、教育や福祉、産業、そして地域コミュニティなど、様々な場所で必要とされる時代となっています。

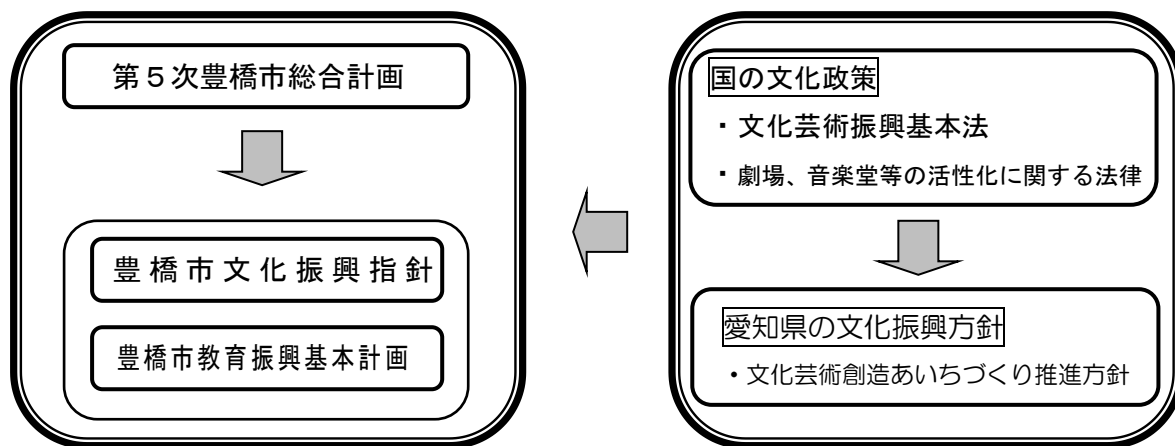
また、平成25年度に「穂の国とよはし芸術劇場」が芸術文化の拠点施設として動きだしました。この施設の機能を十分に発揮させ、芸術文化によるまちづくりを実現していくことは非常に重要であると捉えています。その効果的な活用により、本市から芸術文化を発信し、国内外にその評価を定着させることによって、本市の魅力を高め、シティブランドを確立していくことも可能となります。このような認識に立ち、本市の文化の方向性を新たに打ち立て、次の段階へと進むタイミングがやってきています。

今回の改訂にあたっては、文化団体等へのアンケートや取組み事例、芸術文化の専門家からのアドバイスなどを参考とし、指針に対する評価を行うとともに、本市の将来を見据えた課題を抽出しました。これらを改訂に適切に反映させることにより、さらなる芸術文化の振興に努めてまいります。

2. 指針の位置付けと期間

(1) 位置付け

指針は、第5次豊橋市総合計画及び、豊橋市教育振興基本計画（芸術文化の振興）との整合性を図りながら、文化振興施策を総合的、計画的に推進していくものとしします。また、まちづくり、教育、福祉、産業などの各分野とも密接な関係があることから、各分野との整合性も図っていきます。



(2) 期 間

指針の期間については、平成28年度を初年度として、10年間程度を見据えたものとしします。また、指針の前半期間にあたる平成28年度から32年度までの5年間の「アクションプラン」を新たに作成しました。

年度（平成）																	
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
豊橋市文化振興指針 H13.1~H27							豊橋市文化振興指針 改訂版 H28~ 10年間程度										
							前期アクションプラン H28~H32					後期アクションプラン H33~ 5年間程度					

3. 指針改訂の背景

本市の芸術文化の振興の現状から見えてくるもの、現在の我々を取り巻く社会状況や国などの文化政策の方向性などから読み取れるものを踏まえ、本市の文化振興における課題の抽出を行いました。

(1) 社会的状況

(ア) 自らの価値観に基づき自己実現を図るというライフスタイルが市民の間に定着する一方で、その価値観やライフスタイル自体も多様化しています。

(イ) 「物の豊かさ」より、精神的な安らぎや潤いのある生活など「心の豊かさ」を重視する傾向がより高まってきています。

また、長引く経済的低迷や非正規雇用の増加などによる実質的所得の低下から、格差社会の拡大と固定化がみられ、生活の中のゆとりや豊かさが実感しにくい状況が生じています。

(ウ) 今後さらに進む少子高齢化、ライフスタイルの多様化、長時間労働によるゆとりの不足などにより、地域社会やコミュニティの希薄化をはじめとした様々な課題がますます顕著となることが予想されており、これらの解決のための新たな手法や新たなまちづくりが求められています。

(エ) 経済的なゆとりが実感できない中で、将来を担う青少年が芸術文化に触れる機会の減少化がみられ、文化に触れる中で育まれる身体感覚の育成やその感覚を他者と共有化することでのコミュニケーション能力の育成などに課題がみられます。

(オ) 高度情報化が急速に進み、旧態であれば得られなかった情報などを受発信し仮想体験できるようになった反面、実体験の不足による弊害も生まれています。こうした中、豊かな感性や創造力を育むことができる文化の役割が期待されています。

(カ) 一つの自治体という狭い範囲だけでなく、広域を視野に入れた施策が、求められています。

(キ) 国のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、地域の複数の文化財を一体的に活用する取組みや地域の特色ある文化芸術活動や劇場・音楽堂等の活動を推進し、文化・芸術を起爆剤とする地方創生の実現が求められています。

(2) 国の文化政策

国は、文化政策の方向性について以下のとおり示しています。

(ア) 文化芸術振興基本法（平成13年12月7日法律第148号）

平成13年に制定された『文化芸術振興基本法』によって、国民全てが等しく文化芸術を享受する権利が認められるとともに、地方自治体の文化芸術の振興に対する責務が明らかにされました。文化芸術は個人の趣味や

嗜好のためだけにあるのではなく、社会的な存在として公共性を保ち、市民社会や都市生活に大きな役割を果たすものとして位置付けられています。

同法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、平成14年12月に「文化芸術の振興に関する方針」（第1次基本方針）、平成19年2月に「第2次基本方針」、平成23年2月に「第3次基本方針」、平成27年5月には「第4次基本方針」が策定されました。

(イ) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月27日法律第49号）

平成24年6月に『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』が施行され、これまでは図書館や博物館のような根拠法がなかった劇場や音楽堂等（ホール）に法的な裏付けが与えられました。劇場、音楽堂等については、「文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの」と定義しています。

その前文においては、劇場や音楽堂等は「国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在」という社会的役割が示されました。また、設置者として、劇場や音楽堂等の事業に必要な人材の養成や、実演芸術に触れる機会が大都市圏に集中している現状の改善などを図るため必要な環境整備をするよう、国や地方公共団体の責任についても明示されています。平成25年3月にはより具体的な『劇場、音楽堂等の活性化のための取組に関する指針』も示されています。

(3) 愛知県の文化推進方針

愛知県は、文化政策の方向性について以下のとおり示しています。

○文化芸術創造あいちづくり推進方針 改訂版 平成25年3月

基本目標と重点方向

文化芸術振興の今日的な意義を踏まえつつ、「世界、未来への貢献」「連携・協働の推進」、「地域社会の形成」の3つの基本的視点より、愛知県の文化芸術政策の基本目標を①世界・未来へ“愛知発”の交流・創造の展開②連携・協働による文化芸術の振興と多様な交流の促進③文化芸術に彩られた心豊かな地域社会の実現とし、策定から10年程度の間目指すべき姿を掲げています。また重点方向として以下を示しています。

(ア) 世界・未来に貢献する文化芸術の創造と展開

- ・世界に創造発信する愛知からの文化芸術
- ・愛知芸術文化センターを拠点とした芸術創造の展開
- ・芸術と産業の融合促進

- (イ) 文化芸術を担い、支える人づくり
 - ・子どもの文化芸術体験の充実
 - ・新進芸術家の育成支援
 - ・鑑賞機会の充実・拡大
 - ・つなげる人づくり
- (ウ) 多様な個性・価値を実現する文化芸術の場づくり
 - ・愛知芸術文化センター等における連携・協働
 - ・多様な文化が共生する社会づくり
- (エ) 地域文化の発掘・継承・発展の仕組みづくり
 - ・地域の伝統芸能や文化財、食文化、景観等を活かした地域力の強化
 - ・地域文化を支える人々の活動の支援・促進
 - ・地域独特の個性的文化の発掘、育成、発信
- (オ) 文化芸術政策の総合的な推進
 - ・推進体制の充実、強化・既存施策の見直し

(4) 本市の文化振興における課題

- (ア) 地域社会やコミュニティの希薄化が問題となっている中、まちづくりにおいては、豊かな人間性や創造力、感性を持った人間を育成できる文化の力が必要となっています。
- (イ) 優れた芸術文化の鑑賞機会や、個性的な創造活動の展開が十分であるとは言えません。鑑賞者や実践者の育成が不十分な状況です。
- (ウ) 文化活動において、高みを目指す経験や蓄積が少なく、そのような機会や場所の提供が不十分な状況であり、情報も不足しています。
- (エ) 芸術文化の創造拠点である「穂の国とよはし芸術劇場」が整備され、芸術文化の専門家の採用により芸術文化の企画経験と能力が蓄積されています。こういった施設機能や人的資産を活かし、豊橋発の芸術文化の創造に向けた展開が求められています。
- (オ) 芸術文化によるまちづくりをさらに発展させるため、国内外へ広く展開し、世界から芸術文化を呼び込み世界へ芸術文化を発信していく、グローバルな観点が求められています。
- (カ) 芸術文化が持つ力が十分活用されていません。芸術文化が持つ幅広い領域への波及力をまちづくりへつなげ、新たな可能性や都市としての付加価値を高める必要があります。
- (キ) 青少年の芸術文化体験の機会が不足している状況です。教育機関や福祉機関との連携強化や、幅広い対象を念頭においた事業拡大が必要です。
- (ク) 芸術家を含めた若手実践者の育成や文化活動を支える人材の育成が必要です。また、企業や各種団体が文化を支える取組みを拡大するなど、地域全体で文化を支える仕組みづくりが必要です。

(ケ) 人口減少や少子高齢化の進展などにより、伝統芸能や合唱、文芸などの文化活動団体を中心として、次世代の担い手となる人材が不足しています。また、市民が主体的に活動できるよう環境の整備と協働の仕組みが必要です。

4. 対象とする文化の範囲

文化とは人間の立ち居振る舞いや、衣食住を始めとする暮らし、生活様式、価値観などおよそ人間と人間の関わる総体を意味するなど、その対象とするところは、きわめて広範であり、容易に定義することは困難です。このため、平成13年策定の指針では、対象とする文化の範囲を定義していませんでした。

しかし、本指針では、施策として取り組む文化の範囲をわかりやすい形で表す必要があることから、平成13年に制定された「文化芸術振興基本法」に例示されたものをおおむね対象とします。

(参考) 「文化芸術振興基本法」(第8条～第14条)に表示されている芸術など

芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等
を利用した芸術

伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能

芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽

出版物及びレコード等

文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術

地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

第2章 本市の文化振興における新たな方向性

豊橋に愛着を感じ、誇りを持ち、市民が「豊橋に住んでいてよかった」と思えるまちを実現するため、現代社会の様々な問題解決の手段として、文化の持つ力を最大限活用することはとても効果的で、重要なことです。

近年、まちのいたるところで、多様な芸術文化活動や市民主導のイベントが実施されるようになり、また、平成25年度の穂の国とよはし芸術劇場の開設などにより、拠点施設の整備が進み、加えて文化振興推進体制も一層充実し、市民に文化が共有され、誰もが文化を享受できる環境に近づいてきました。しかしながら、平成25年12月に実施したアンケートでは、芸術文化の振興が進んでいると答えた市民は、全体の4分の1にとどまっています。

そこで、指針の理念については継承することとし、文化振興における課題を踏まえ、新たな方向性を示すとともに、施策体系を構築しました。

◆文化振興指針の理念

「文化がみえるまち」の実現

～文化を通じ心豊かな人を育みます～

「文化がみえるまち」とは、実施される芸術文化活動の内容が市民に広く周知され、理解され、評価され、その活動を応援する多くの市民がいるまちです。

「文化」は、豊かな人間性を養い、創造力や感性を育み、人々のつながりや多様性を受け入れる土壌を形成するものです。市民一人ひとりが人間らしく生きることができるよう、文化を通じ心豊かな人を育み、「文化がみえるまち」の実現を目指します。

◆文化振興の新たな方向性

〈方向性1〉 『つくる、いかす』

個性あふれる芸術文化でまちの魅力を高めます

多くの市民が優れた芸術文化活動に出会い、高い芸術性に触れることで、芸術文化の裾野の拡大を図ります。また、まちに芸術文化活動の経験を蓄積し、新たな個性の創造とグローバル化を進め、個性あふれる芸術文化でまちの魅力を高めます。

〈方向性2〉 『ひろげる、つなぐ』

芸術文化の創造力をまちづくりにつなげます

教育、福祉、観光、産業など、幅広い領域に芸術文化を活かすことで、まちが持つ潜在的な能力の発現を促し、新たな可能性や都市としての付加価値を高めるなど、芸術文化の創造力をまちの活性化につなげます。

〈方向性3〉 『はぐくむ、ささえる』

文化を支える人づくりを行います

鑑賞者のさらなる拡大を図るとともに、青少年の芸術文化や伝統芸能等の体験機会の拡大と充実、若手実践者の育成や文化をマネジメントできる人材の育成など、文化を支える人づくりを行います。

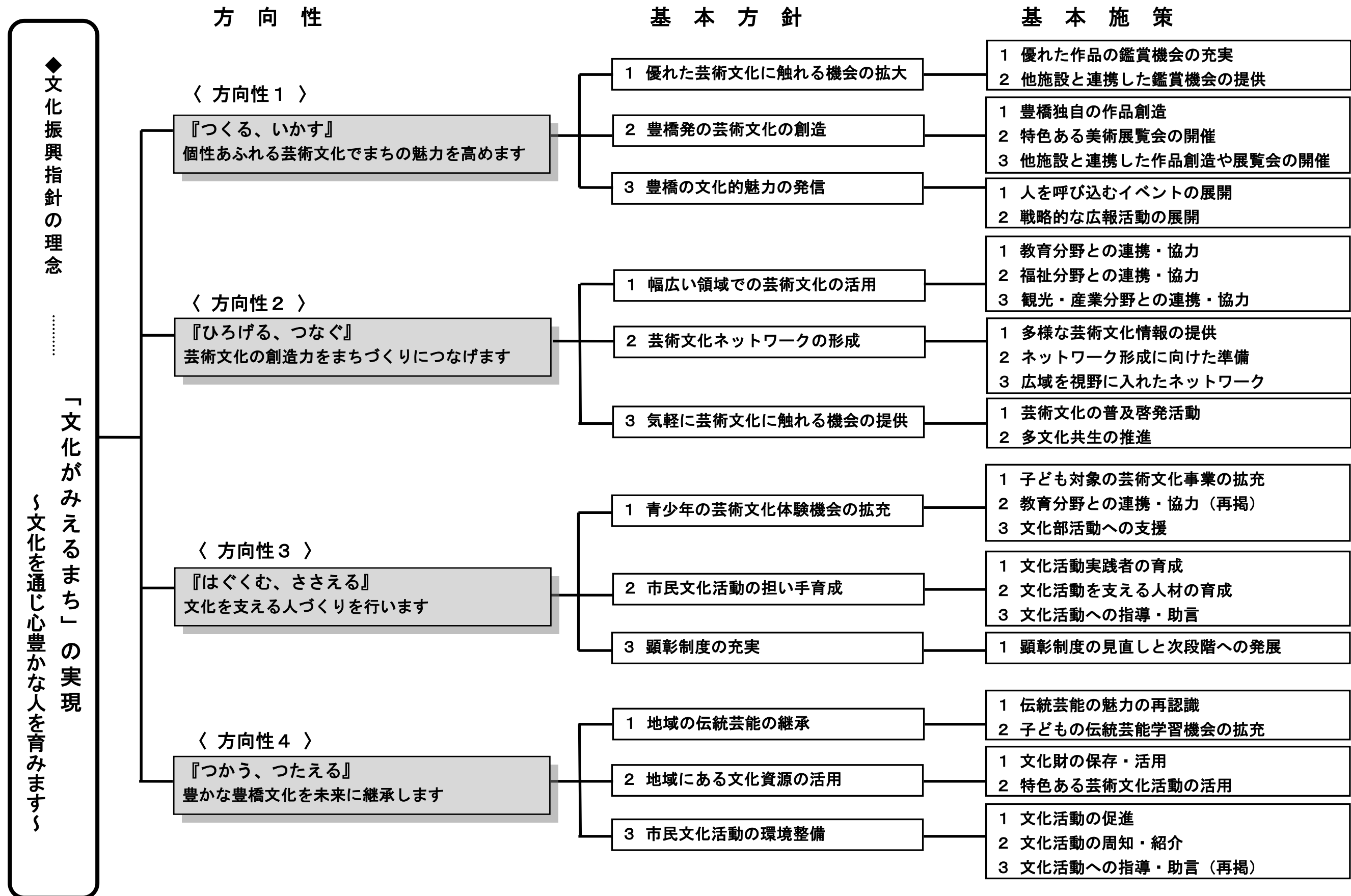
〈方向性4〉 『つかう、つたえる』

豊かな豊橋文化※を未来に継承します

地域の伝統芸能や市民の文化活動など、豊橋にある様々な文化資源を再認識し、さらなる発展を促すことで、豊かな豊橋文化を未来に継承します。また、市民が主体的に活動できる環境の整備や協働の仕組みづくりを推進します。

※豊橋文化：豊橋地域に伝えられている伝統芸能や長い間受け継がれてきた文化財、あるいは、市民による特色ある芸術文化活動など、地域の特徴ある文化資源

【文化振興の体系図】



第3章 本市の文化振興における新たな展開

1. 文化振興の基本方針と基本施策

文化振興指針の理念である「文化がみえるまち」の実現に向け、4つの方向性のもと、基本方針、基本施策を掲げ文化振興に取り組みます。

〈方向性1〉『つくる、いかす』

個性あふれる芸術文化でまちの魅力を高めます

基本方針1 優れた芸術文化に触れる機会の拡大

市民が優れた芸術文化に身近に出会い、高い芸術性に触れる機会を創出することで、芸術文化の裾野の拡大を図ります。

■基本施策1 優れた作品の鑑賞機会の充実

演劇、舞踊、音楽、美術など各分野において、国内外の優れた作品の招へいを行い、市民をはじめ東三河地域住民への鑑賞機会の充実を図ります。

■基本施策2 他施設と連携した鑑賞機会の提供

国内外において、優れた演劇、舞踊、音楽などの作品を創造している劇場、音楽堂[※]や優れた自主企画展を開催している美術館などと連携し、鑑賞機会を提供します。

基本方針2 豊橋発の芸術文化の創造

地域だけでなく国内外を対象とする上質な演劇、舞踊、音楽などの作品創造や、特色ある美術展覧会の自主企画などにより、創造した作品や展覧会を地域の芸術文化の魅力として、地域ブランドにつなげていきます。

■基本施策1 豊橋独自の作品創造

将来的に豊橋独自の演劇、舞踊、音楽などの作品を創造することを目的として、そのノウハウや人材を蓄積するため、市民参加による舞台芸術作品の公演やアーティスト・イン・レジデンス[※]などに段階的に取り組みます。

※音楽堂：音楽の演奏会場としてつくられた建物

※アーティスト・イン・レジデンス：芸術家を一定期間滞在させて創造活動させる制度

■基本施策2 特色ある美術展覧会の開催

独自の文化を育み、優れた作家を育ててきた豊橋の地域性を十分に踏まえ、特色ある美術文化を紹介するとともに、それらの影響や広がりを探求する新たな視点から、魅力ある展覧会を開催します。

■基本施策3 他施設と連携した作品創造や展覧会の開催

優れた作品を創造している国内外の劇場、音楽堂や展覧会を自主企画している美術館と連携し、高い水準の作品創造や特色ある企画展に取り組みます。

基本方針3 豊橋の文化的魅力の発信

優れた芸術文化の創造や地域の文化資源を活かした事業を展開することで、都市イメージの向上や地域ブランドの確立を図ります。そして、その魅力を国内外へ発信することで多くの人を呼び込み、シティプロモーションを推進します。

■基本施策1 人を呼び込むイベントの展開

地域の特色を活かし、まち全体が会場となるような演劇・舞踊祭、音楽祭、美術祭などの開催や地域と連携した芸術文化イベントを積極的に展開することで、市内外から人を呼び込みます。

■基本施策2 戦略的な広報活動の展開

テレビや新聞などの従来型メディアや、ホームページ、ブログなどの従来型インターネットに加え、近年広く利用されているソーシャルメディア[※]も広報媒体として活用します。また、市政情報を発信している市広報広聴課や観光情報を発信している豊橋観光コンベンション協会との連携、文化関連の専門誌等との共同企画広報などにより、豊橋の芸術文化の魅力を積極的に発信します。

※ソーシャルメディア: ツイッターやフェイスブックなどユーザー同士が情報交換することで成り立つメディア

〈方向性2〉『ひろげる、つなぐ』

芸術文化の創造力をまちづくりにつなげます

基本方針1 幅広い領域での芸術文化の活用

芸術文化は、もとより広く社会への波及力を有しており、芸術文化が持つ創造力を活用して地域の課題を解決していくことも可能です。教育、福祉、観光、産業など幅広い領域への波及効果を視野に入れ、各領域の関係機関と連携・協力して施策を展開します。

■基本施策1 教育分野との連携・協力

学校教育と連携・協力し、小中学校向けの鑑賞事業や小中学校などでのアウトリーチ活動[※]、教育関係者を対象としたワークショップなどに取り組みます。また、学校が実施する芸術文化行事などに対して、専門家による支援ができる体制を整えます。こうした普及・教育活動により、豊かな人間性を養い、創造力や感性を育み、将来の本市を担う自ら考え行動する人材を育成します。

■基本施策2 福祉分野との連携・協力

高齢者、障害者などの芸術文化活動の充実を図ることを目的に、社会福祉施設や特別支援学校と連携・協力し、演劇、舞踊、音楽、美術などの芸術文化活動への参加体験の機会と、様々な舞台芸術公演や美術展示などの鑑賞機会を、対象者に応じた工夫や配慮を行いながら提供します。こうした取組みの展開により、誰もが豊かな芸術文化を享受することができる環境づくりを目指します。

■基本施策3 観光・産業分野との連携・協力

演劇、舞踊、音楽、美術など各分野における国内外の優れた作品を招へいすることや、地域固有の伝統芸能や、歴史的建造物などの文化財は、有力な観光資源になり得ます。豊橋観光コンベンション協会をはじめとした関係機関と連携・協力して、これらを活用、発信することによって経済への波及効果を図るとともに、企業との共催による大型イベントの開催などに取り組むことで、地域の活性化を目指します。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴うインバウンド増加に向けた取組みを進めます。

※アウトリーチ活動：芸術に興味と関心を持たせることを目的に施設外へ出向いて実施する普及活動

基本方針2 芸術文化ネットワークの形成

芸術文化によるまちづくりを目指し、市民の芸術文化活動を拡充するため、芸術文化に関する情報の収集・発信のための基盤整備を図ります。また、行政や公益財団法人豊橋文化振興財団（以下「文化振興財団」という）がコーディネーター役となり、芸術文化活動の実践者と、活動の支援者のネットワークを形成します。

■基本施策1 多様な芸術文化情報の提供

芸術文化に関する行事、イベント、人材、施設など多様な情報を収集し、これらをインターネットやマスメディアなどを通じて、市民に分かりやすく使いやすい形で、タイムリーに発信します。また、活動者同士が交流できる機会につながるような情報のネットワーク化も行います。

■基本施策2 ネットワーク形成に向けた準備

芸術文化活動の実践者と支援者のマッチングなどを視野に入れ、市民、芸術家、芸術文化団体、教育機関、専門家、地域組織、NPO、ボランティア団体、企業、商店街などが、相互に交流する機会や場所を提供します。

■基本施策3 広域を視野に入れたネットワーク

東三河地域の中心都市として、周辺自治体と連携・協力した芸術文化事業の展開を進めます。東三河文化行政研究協議会を活用し、文化施設で実施する鑑賞事業やアウトリーチ活動などの情報共有、共同企画、相互支援を行います。

基本方針3 気軽に芸術文化に触れる機会の提供

芸術文化にこれまで触れる機会が少なかった市民を対象に、芸術文化の魅力を伝える普及啓発活動を行うことで、芸術文化を享受する層の拡大を図ります。

■基本施策1 芸術文化の普及啓発活動

劇場、音楽堂、美術館などに気軽に訪れることができる工夫として、公演出演者や作家などによるワークショップやトークイベントを開催するほか、安価な料金設定のコンサートなども企画します。また、芸術家や芸術文化団体が出向き、市民へ直接アプローチをするアウトリーチ活動なども積極的に展開します。

■基本施策2 多文化共生の推進

外国人市民が多い本市の特徴を踏まえ、劇場、音楽堂、美術館などにおいて、多言語によるホームページやパンフレットの作成、施設内表示などを整備するほか、誰もが参加しやすい事業の実施に努めることで、訪れることのハードルを低くします。

〈方向性3〉『はぐくむ、ささえる』
文化を支える人づくりを行います

基本方針1 青少年の芸術文化体験機会の拡充

青少年に質の高い芸術文化を体験させることで、豊かな人間性を養い、創造力や感性を育み、コミュニケーション能力を高めるとともに、将来的に芸術文化に携わる人材や芸術文化を支える鑑賞者の育成を図ります。

■基本施策1 子ども対象の芸術文化事業の拡充

演劇、舞踊、音楽、美術など子どもを対象とした作品の鑑賞機会を定期的に設けるとともに、芸術文化を体験できるワークショップ事業などを積極的に実施していくことで、子どもの芸術文化に対する興味と関心を高めます。

■基本施策2 教育分野との連携・協力（再掲）

学校教育と連携・協力して、小中学校向けの鑑賞事業や小中学校などでのアウトリーチ活動、教育関係者を対象としたワークショップなどに取り組みます。こうした普及、教育活動により、将来的に文化に携わる人材や芸術文化を支える鑑賞者の育成を図ります。

■基本施策3 文化部活動への支援

中学校や高校では、生徒数の減少や指導者の不足などから、文化部活動の衰退が心配されています。行政や文化振興財団をはじめ、芸術家や芸術文化団体、企業、大学、地域組織など様々な方面から活動を応援することにより、将来的に文化に携わる人材の育成と地域の文化レベルの向上を図ります。

基本方針2 市民文化活動の担い手育成

市民の文化活動を活性化させるため、実践者を支援するとともに、様々な市民の文化イベントを総合的にマネジメントできる人材や、運営を側面からサポートできる人材及び団体を育成します。こうした人材や団体の活動によって、文化活動の広がり新たな文化の創造も期待できます。

■基本施策1 文化活動実践者の育成

地域で文化活動を実践している個人や団体に成果を発表する機会と場所を提供していくとともに、出演者を公募する舞台芸術公演の開催や、オーディションによって選考された若手芸術家の活動支援などで、地域における人材の発掘・育成・蓄積を図ります。

■基本施策2 文化活動を支える人材の育成

地域の文化活動をマネジメントするアートマネージャー[※]やワークショップの進行・統括役のファシリテーター[※]、並びにイベントの企画や運営ができるボランティア、美術館のガイドボランティアなど、文化活動を支える人材を育成するための講座やワークショップの実施に取り組みます。

■基本施策3 文化活動への指導・助言

地域で文化活動を実践している個人や団体に対して、文化振興財団が高い専門性とこれまでに培ってきたノウハウを活用して、事業の企画・運営に関する指導・助言を行います。

基本方針3 顕彰制度の充実

顕彰制度は、人材の発掘や育成、後進の意欲の喚起などに大きな役割を果たすことから、音楽、演劇、舞踊、文学、美術、古典芸能、大衆芸能、文化財の保護・活用など、芸術文化の幅広い分野において制度を充実します。

■基本施策1 顕彰制度の見直しと次段階への発展

本市では、現代詩集の全国公募を行う「丸山薫賞」、絵画の全国公募展である「トリエンナーレ豊橋 星野真吾賞」を実施していますが、これらの賞は、その知名度がまだ十分であるとは言えない状況にあるため、丸山薫研究会や大学等と連携し、知名度を上げる事業の実施を検討していきます。また、市及び文化振興財団では、芸術文化に貢献した市民への表彰制度を実施してきました。今後は、本市の未来を担う若手芸術家や地域文化の振興を支えてきた個人、団体の意欲を喚起するような顕彰のあり方を検討していきます。

※アートマネージャー：芸術と社会を結び普及させる役割を担う人

※ファシリテーター：中立な立場を守りプログラムを進行していく役割を担う人

〈方向性4〉『つかう、つたえる』

豊かな豊橋文化を未来に継承します

基本方針1 地域の伝統芸能の継承

豊橋の特色ある伝統芸能は、その価値が広く知られていないこと、また、人口減少、少子高齢化などの影響で継承者が少ないことなどから、失われていくおそれもあります。伝統芸能の存在意義を深める機会を市民へ提供するとともに、継承者の育成を図り、次世代へ継承していくことに取り組みます。

■基本施策1 伝統芸能の魅力の再認識

豊橋に伝えられている伝統芸能の鑑賞や発表機会を提供し、その価値を広く伝えていくとともに、伝統芸能の技術・技能の継承者の育成を目指すワークショップなどを充実していくことで、伝統芸能の魅力の再認識を図ります。

■基本施策2 子どもの伝統芸能学習機会の拡充

小中学校などの教育機関と連携して、子どもが伝統芸能を鑑賞・体験する機会を拡充することで、子どもの伝統芸能に対する興味と関心を高めます。

基本方針2 地域にある文化資源の活用

長い間受け継がれてきた文化財や芸術文化活動など、豊橋にある文化資源は、地域の歴史や文化を理解するうえで重要なものであるとともに、将来にわたって文化の向上発展の基礎となるものです。これらの文化資源を再認識し、地域住民と連携・協力し活用していくことで、地域の文化力向上につなげます。

■基本施策1 文化財の保存・活用

市民共有の財産である有形・無形文化財を保存し、次世代へ継承していくとともに、デジタルデータ化についても検討していきます。また、文化財に関する講演会や講座、体験学習などを開催することで、豊橋への愛着と誇りを育む機会の創出に取り組みます。

■基本施策2 特色ある芸術文化活動の活用

日本アマチュアオーケストラ連盟の本部である豊橋交響楽団の活動や、地元の経営者を中心に結成されたオペラ公演のプロジェクトチームである三河市民オペラの活動など、特色のある芸術文化活動を支援します。また、こうした活動を広く発信することで、文化の裾野を広げます。

基本方針3 市民文化活動の環境整備

市民による自主的な文化活動が生まれ、活発な活動が展開され、個性豊かな文化が創造されるよう、活動や発表の場を確保するとともに、誰もが気軽に文化活動に触れることができる環境を整備し、日常的な市民の文化活動を支援します。

■基本施策1 文化活動の促進

地域で文化活動を実践している個人や団体の視点に立った文化施設などの整備・運営を行います。また、様々なイベントが開催される豊橋文化祭や公募作品を展示する豊橋市民展を開催するなど、市民が文化活動の成果を発表する機会を充実することにより、市民の自主的な文化活動のさらなる活性化を図ります。

■基本施策2 文化活動の周知・紹介

文化施設などのホームページや市広報紙などに加えて、近年広く利用されているソーシャルメディアを活用して、様々な分野の市民文化活動を広く周知し、紹介します。

■基本施策3 文化活動への指導・助言（再掲）

地域で文化活動を実践している個人や団体に対して、文化振興財団が高い専門性とこれまでに培ってきたノウハウを活用して、事業の企画・運営に関する指導・助言を行います。

2. 文化振興の推進体制

これからの文化振興には、行政と文化振興財団がコーディネーター役となり、芸術文化活動の実施主体とその活動を支える多様な機関や団体などとのネットワークを形成し、施策を総合的に推進していく体制が必要です。

(1) 庁内連携による推進

文化政策の推進には、まちづくり、教育、福祉、産業など幅広い分野が対象となってくるため、関係各課との連携や横断的な取組みを一層進めることで効果的な事業の推進を図ることが必要です。

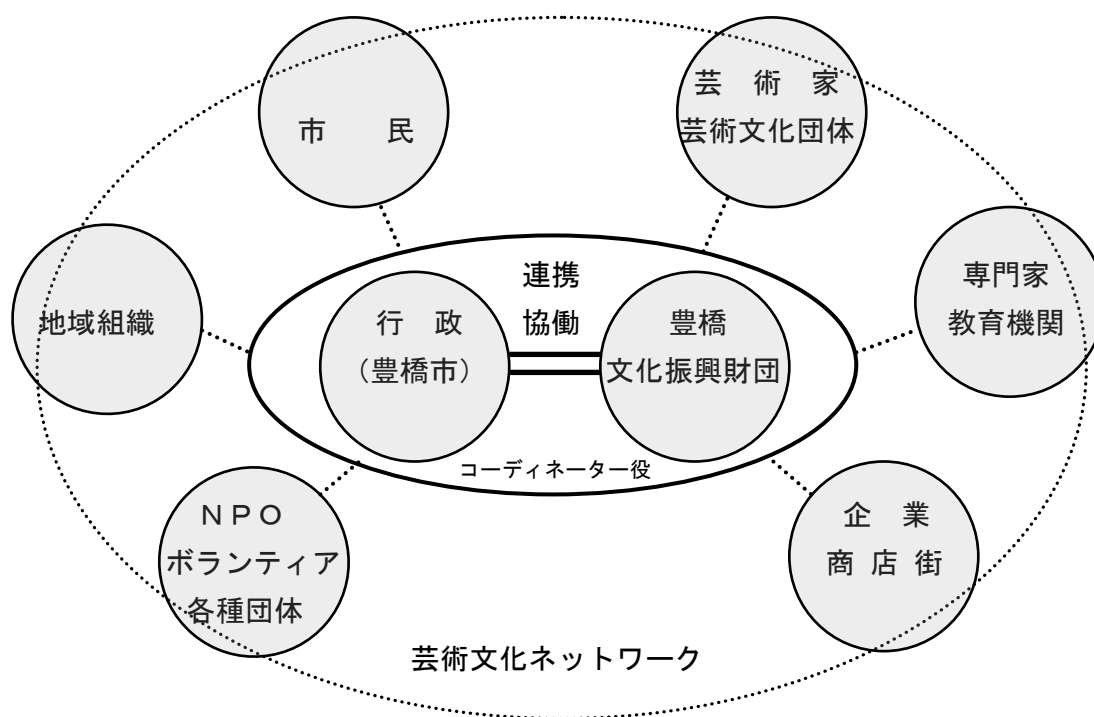
(2) 行政と文化振興財団との連携・協働強化

文化振興財団は、文化・芸術の振興に資する事業を行い、個性豊かな魅力ある市民文化の創造と伝統文化の継承発展を目的に設置されました。文化振興財団の持つ専門性、現場力を活用することで、効果的で着実な芸術文化の振興を図ります。行政と財団は、今後さらに芸術文化振興のパートナーとして連携・協働を深めていくことが必要です。

(3) 各分野との連携による文化振興の推進

近年、メセナ活動※は定着しつつありますが、その他の支援についても受けやすい体制を整備します。また、専門性の高い大学や、特徴的な活動をしている団体などとの連携強化を進めることで、多様で先進的な事業展開を目指します。さらに、地域組織、NPOなどとの連携により、広く地域への文化振興を推進します。

【推進体制イメージ図】



※メセナ活動：企業が主として資金を提供して芸術文化活動を支援すること

3. 文化施設の特性・位置付け

文化施設は、文化活動の日常的な発表や芸術文化作品を鑑賞することの利用が主であった時代から、優れた芸術文化作品を創造して国内外へ発信することで、まちの魅力を高めるなど、地域づくりに対応できる機能が求められる時代になってきました。これらに応えられる施設として、穂の国とよはし芸術劇場が整備されましたが、既存の文化施設は、建設当初にこうした機能を想定しておらず、専門的で多様な活動には十分に対応しきれない部分もあります。そのため、それぞれの文化施設の特性、機能に合った活用を推進する必要があることから、概ね下記のように施設を位置付けます。

なお、施設の最適化については、全庁的な検討を進める中で整理をしていくこととします。

施設名	主な施設内容	特性・位置付け
穂の国とよはし 芸術劇場	主ホール 778 席 アールスペース 266 席	高度な演出にも対応可能な最新の舞台設備機構を有し、国内外の質の高い演劇・舞踊などの舞台芸術作品の上演及び、創造・発信に適した施設 東三河地域における芸術文化の創造・発信・交流拠点
アイプラザ豊橋	講堂 1469 席 小ホール 250 席	クラシックコンサートから演劇、講演会まで、多様な目的に対応できる講堂及び講演会などに適した小ホールを備える施設 優れた芸術文化公演の鑑賞の場であり、市内の文化団体の活動の場
ライフポート とよはし	コンサートホール 1000 席 中ホール 306 席	クラシック音楽に最適な響きを持ったコンサート専用ホール及び講演会などに適した中ホールを備える施設 音楽文化の創造・発信・交流拠点
豊橋市公会堂	大ホール 601 席	国の登録有形文化財に指定された歴史的建造物で、記念式典や講演会などに適した集会施設 市民が利用する集会の場であり、文化団体の発表の場
豊橋市民文化会館	ホール 490 席	自然豊かな向山緑地内にあり、多様な目的に対応できる中規模のホールを備える複合施設 市内の文化団体の活動拠点
西川芸能練習場	ホール 200 席	北部地域に位置する市民文化活動の発表や練習に適した施設 地域における市民文化活動の場
三の丸会館	和室・立礼茶席・茶室	本格的な茶室と庭園を備え、お茶会、華展、句会などに適した施設 生活文化を中心とした伝統的文化活動の拠点
豊橋市美術博物館	展示室・講義室	収集した郷土の美術・歴史資料の収蔵庫及び自主企画展や市民ギャラリーに使用する展示室を備えた博物館 美術及び歴史文化の振興拠点

第4章 アクションプラン

文化振興施策を推進するため、今後5年間の重点的な取組みを明らかにしたアクションプランを作成し、計画的に事業に取り組みます。

1. 重点基本方針

本市の文化振興を進めるため、第3章でまとめた12の基本方針のうち、重点的に取り組む4つの基本方針を次のとおり定めます。

また、重点基本方針については、主な事業とその内容・目的を示すとともに、計画期間における全ての主な事業についても掲載します。

- ① 豊橋発の芸術文化の創造
- ② 幅広い領域での芸術文化の活用
- ③ 市民文化活動の担い手育成
- ④ 地域の伝統芸能の継承

2. 成果指標

アクションプランの進捗状況を把握するために成果指標を設定します。

成果指標	実績値 [平成26年度]	目標値 [平成32年度]
文化施設利用者数 〔穂の国とよはし芸術劇場、アイプラザ豊橋、 ライフポートとよはし、公会堂、市民文化会館、 西川芸能練習場、三の丸会館〕	790,199人	830,000人
芸術文化に関する普及・育成事業参加者数	7,268人	16,000人
美術博物館入館者数	184,405人	230,000人

※第5次市総合計画後期基本計画分野別計画 3-5 芸術文化の振興に連動するものであり、同一の指標とします。

3. 重点基本方針における主な事業

① 豊橋発の芸術文化の創造

文化振興指針の〈方向性1〉基本方針2を今後5年間の重点的取組みとします。優れた芸術文化に触れる機会を拡大することで、芸術文化の裾野の拡大を図ることが大きな柱であることを踏まえ、この基本方針では、次の段階として、地域だけでなく国内外を対象とする上質な演劇、舞踊、音楽などの作品を創造することと、美術博物館において、特色ある展覧会を自主企画することを目指すものです。演劇作品については、高度な演出にも対応可能な舞台設備機構を有している穂の国とよはし芸術劇場を活用して、音楽作品については、コンサートホールを備えるライフポートとよはしを活用して、豊橋独自の作品創造に向けた準備をしていきます。

事業	内容及び目的
豊橋発 舞台芸術公演 の開催	第一線で活躍する俳優とスタッフが市内に滞在して、質の高い公演作品を創造し、東京公演の開催など、豊橋から全国へ発信することを試み、作品創造事業の定着を図ります。
市民参加型 舞台芸術公演 の開催	豊橋独自の作品創造のため、市民演劇や市民オペラ、市民ミュージカルなど「市民参加型」の芸術文化活動を実施することで、豊橋独自の作品創造に向けた事業運営のノウハウや人材を蓄積します。
アーティスト ・イン・ レジデンス事業 の実施	演劇、舞踊、美術などの分野のアーティストが市内に滞在して、ワークショップや作品創造活動を展開することで、豊橋の魅力を再発見するとともに、芸術文化活動の経験を蓄積します。
特色ある 美術展覧会 の開催	美術博物館において、地域性を十分に踏まえ、特色ある自主企画の展覧会を定期的で開催することで、地域の芸術文化の魅力につなげます。
あいち トリエンナーレ 2016 豊橋会場 の開催	国内外の様々な地域から多様なジャンルのアーティストが集い、最先端の現代アートを紹介する国際芸術祭の豊橋会場を開催することで、地域の芸術文化活動の活性化を図ります。
他施設と連携 した演劇作品 の上演	国内の公共劇場と連携して、国内外の招へい作品や共同企画した演劇作品を巡回上演することで、オリジナル作品の創造に向けたネットワークを構築します。

② 幅広い領域での芸術文化の活用

文化振興指針の〈方向性2〉基本方針1を今後5年間の重点的取組みとします。この基本方針は、幅広い領域において、芸術文化が持つ創造力を活用していくことを目指すものです。平成27年度より、学校教育と連携・協力して、小中学校向けの公演鑑賞事業及び、特別支援学校におけるワークショップ事業を開始しましたが、今後は、福祉関連施設向けのワークショップや社会人向けのワークショップなどを実施することにより、芸術文化が持つ力を地域社会の活性化につなげます。

事業	内容及び目的
小中学校向け公演鑑賞事業の開催	学校教育と連携・協力して、市内の小学6年生全員及び中学生を対象に優れた演劇、舞踊、音楽などの公演鑑賞機会を提供することで、豊かな人間性を養い、創造力や感性を育むとともに、芸術文化活動への興味・関心を高めます。
美術作品の鑑賞授業・鑑賞体験の開催	学校教育などと連携・協力して、市内の小中学生などを対象に美術博物館において、美術作品の鑑賞教室・鑑賞体験を開催することで、芸術文化活動への興味・関心を高めます。
小中学校向けワークショップ事業の実施	学校教育と連携・協力して、市内の小中学校を会場とし、演劇、舞踊、音楽などのワークショップを年間80回程度開催することで、芸術文化活動への興味・関心を高めます。
小中高校などの芸術文化活動への支援実施	学校教育と連携・協力して、市内の小中高校における文化部の活動を支援することにより、将来的に文化に携わる人材の育成と地域の文化レベルの向上を図ります。
福祉関連施設向けワークショップ事業の実施	福祉関連施設と連携・協力して、対象者のニーズに応じた工夫や配慮をしたワークショップ等を開催し、高齢者や障害者などの芸術文化活動の充実を図ります。
社会人向けワークショップ・レクチャー事業の実施	豊橋観光コンベンション協会や豊橋商工会議所などと連携・協力して、社会人向けのワークショップ等を開催することで、芸術文化が持つ創造力を、地域の活性化に活用します。

③ 市民文化活動の担い手育成

文化振興指針の〈方向性3〉基本方針2を今後5年間の重点的取組みとします。この基本方針は、市民の文化活動を活性化させることを目指すもので、次代の文化活動の実践者を育成することをはじめ、文化活動を支える側であるファシリテーターの養成や、市民の文化活動へのアドバイスなどに積極的に取り組み、文化活動の広がり新たな文化の創造に努めます。

事業	内容及び目的
豊橋青少年オーケストラキャンプの開催	ドイツから音楽家を講師として招き、東三河地域の青少年を対象に演奏指導を実施し、コンサートを開催することで、地域の音楽人材の育成を図ります。
東三河地域の高校演劇活動への支援	演劇大会の会場提供や文化振興財団の舞台担当者が技術指導を実施することで、東三河地域の高校演劇活動の活性化と技術力の向上を図ります。
若手音楽家育成コンサートの開催	東三河地域の若手音楽家に演奏する機会を提供することで、地域の音楽人材の発掘・育成を図るとともに、市民が気軽に優れた音楽に触れる機会を提供します。
トリエンナーレ豊橋星野眞吾賞展の開催	日本画の全国公募展を3年に1度開催して顕彰を行うことで、創造的な制作活動を行っている新進作家の発掘・育成を図ります。
生涯学習市民大学トラムの実施	音楽、美術、演劇、写真、茶道、書道、文楽、能などの文化に関する講座を開催することで、地域の文化活動の実践者を育成します。
ファシリテーター養成講座の開催	演劇や舞踊などのワークショップの進行・統括役を養成する講座を大学などと連携して開催することで、地域の文化活動を支える専門的人材を育成します。
インターンシップ制度及び学芸員実習の活用	穂の国とよはし芸術劇場、豊橋市美術博物館において、県内の大学などから積極的にインターンシップ、学芸員実習を受け入れることで、専門的人材の育成につなげます。
地域の文化活動へのアドバイス実施	舞台技術や事業運営に専門知識を有する文化振興財団が、地域の文化活動に関する相談を受けたり、情報提供したりすることで、地域の文化活動の担い手を育成します。

④ 地域の伝統芸能の継承

文化振興指針の〈方向性4〉基本方針1を今後5年間の重点的取組みとします。この基本方針は、豊橋の特色ある伝統芸能を次世代へ継承していくことを目指し、鑑賞・発表機会を提供することで伝統芸能の存在意義を深めていくことや、子どもに対する伝統芸能の学習機会を拡充することなどにより、継承者の育成を図り、伝統芸能の次世代への継承に取り組みます。

事業	内容及び目的
三遠南信 ふるさと 歌舞伎交流大会 の開催	三遠南信地域に伝承されている地芝居（素人歌舞伎）の保存会が一堂に会し、上演することで、民俗芸能の保存継承の意識高揚を図ります。
吉田文楽保存会 定期公演 の開催	平成2年に豊橋市無形民俗文化財に指定された飽海人形浄瑠璃（吉田文楽）の定期公演を開催することで、民俗芸能の保存継承の意識高揚を図ります。
豊橋素人歌舞伎 保存会定期公演 の開催	地芝居の復興を目指す歌舞伎保存会の定期公演を開催することで、民俗芸能の保存継承の意識高揚を図ります。
豊橋邦楽大会 の開催	市内邦楽団体（民謡・大正琴・尺八・三味線・太鼓・民踊・新舞踊・日本舞踊・詩吟・吟剣詩舞踊・箏曲・長唄・小唄・篠笛の部）の合同定期公演を開催することで、市民の文化活動の活性化を図ります。
歌舞伎入門講座 の開催	一般市民を対象に歌舞伎の台詞、所作などを指導する講座を開催することで、民俗芸能への興味・関心を高め、後継者の育成へつなげます。
小中学校向け 伝統芸能公演 鑑賞事業 の開催	学校教育と連携・協力して、市内の小中学校などを対象に優れた伝統芸能公演の鑑賞機会などを提供することで、伝統芸能への興味・関心を高めます。
人形浄瑠璃 体験学習会 の開催及び 部活動へ の指導実施	飽海人形浄瑠璃が伝承されている地域の中学校で体験学習会を開催することや、人形浄瑠璃の部活動への指導を行うことで、民俗芸能への興味・関心を高め、後継者の育成へつなげます。
伝統文化 こども教室 の開催	小中学生を対象に日本舞踊、三味線、茶道、華道の伝統文化を体験する講座を開催することで、伝統文化への興味・関心を高め、後継者の育成へつなげます。

4. 基本方針全体の主な事業（重点基本方針含む）

〈方向性1〉『つくる、いかす』

個性あふれる芸術文化でまちの魅力を高めます

基本方針

1 優れた芸術文化に触れる機会の拡大

- ・文化振興財団公演事業の実施
- ・豊橋市美術博物館企画展の開催
- ・あいちトリエンナーレ 2016 豊橋会場の開催
- ・他施設と連携した演劇作品上演

2 豊橋発の芸術文化の創造

- ・豊橋発舞台芸術公演の開催
- ・市民参加型舞台芸術公演「高校生と創る演劇」、「市民と創造する演劇」などの開催
- ・アーティスト・イン・レジデンス事業の実施
- ・特色ある美術展覧会の開催
- ・あいちトリエンナーレ 2016 豊橋会場の開催〈再掲〉
- ・他施設と連携した演劇作品上演〈再掲〉

3 豊橋の文化的魅力の発信

- ・とよはしアートフェスティバルの開催
- ・ええじゃないか豊橋音祭りの開催
- ・とよはし都市型アートイベント sebone の開催
- ・とよはしまちなかスロータウン映画祭の開催支援
- ・映画をテーマにしたイベントの開催
- ・インターナショナルフェスティバルの開催
- ・子ども造形パラダイスの開催
- ・まちなか歩行者天国の開催
- ・灯籠で飾ろう二川宿の開催
- ・二川宿本陣まつり「大名行列」の開催
- ・あいちトリエンナーレ 2016 豊橋会場の開催〈再掲〉
- ・その他、地域の文化資源（手筒花火・鬼祭など）の発信

※ は、重点基本方針

〈方向性2〉『ひろげる、つなぐ』

芸術文化の創造力をまちづくりにつなげます

基本方針

1 幅広い領域での芸術文化の活用

- ・小中学校向け公演鑑賞事業の開催
- ・美術作品の鑑賞授業・鑑賞体験の開催
- ・小中学校向けのワークショップ事業の実施
- ・小中高校などの芸術文化活動への支援実施
- ・福祉関連施設向けワークショップ事業の実施
- ・「夢いっぱいの特等席」福祉コンサートの開催
- ・社会人向けワークショップ・レクチャー事業の実施

2 芸術文化ネットワークの形成

- ・豊橋文化祭の開催
- ・新春文化団体交流会の開催
- ・東三河文化行政研究協議会の開催
- ・三遠南信ふるさと歌舞伎交流大会の開催
- ・三遠南信文化交流「合唱の集い」の開催支援
- ・全三河書道百選展の開催
- ・東愛知新春書展の開催

3 気軽に芸術文化に触れる機会の提供

- ・演劇・舞踊ワークショップ・レクチャーの開催
- ・東三河の若手音楽家育成ワンコインコンサートの開催
- ・劇場ツアーの開催
- ・ピアノ試し弾き会の開催
- ・美術博物館講演会・講座の開催
- ・美術博物館ギャラリートークの開催
- ・小中学校向けのワークショップ事業の実施〈再掲〉
- ・国際フェスティバルの開催〈再掲〉

〈方向性3〉 『はぐくむ、ささえる』
文化を支える人づくりを行います

基本方針

1 青少年の芸術文化体験の拡充

- ・ 豊橋青少年オーケストラキャンプの開催
- ・ 美術展覧会キッズガイドの配布
- ・ 美術博物館ほんもの体験事業の実施
- ・ ほの国こどもパスポート事業の実施
- ・ 小中学校文化的部活動補助事業の実施
- ・ 子ども造形パラダイスの開催〈再掲〉
- ・ 小中学校向け公演鑑賞事業の開催〈再掲〉
- ・ 美術作品の鑑賞授業・鑑賞体験の開催〈再掲〉
- ・ 小中学校向けのワークショップ事業の実施〈再掲〉
- ・ 小中高校などの芸術文化活動への支援実施〈再掲〉

2 市民文化活動の担い手育成

- ・ 市民参加型舞台芸術公演「高校生と創る演劇」、「市民と創造する演劇」などの開催〈再掲〉
- ・ 豊橋青少年オーケストラキャンプの開催〈再掲〉
- ・ 東三河地域の高校演劇活動への支援実施
- ・ 東三河の若手音楽家育成ワンコインコンサートの開催〈再掲〉
- ・ トリエンナーレ豊橋星野真吾賞展の開催
- ・ 生涯学習市民大学トラムの開催
- ・ ファシリテーター養成講座の開催
- ・ インターンシップ制度及び学芸員実習の活用
- ・ 地域の文化活動へのアドバイス実施

3 顕彰制度の充実

- ・ 豊橋市表彰、豊橋市芸術文化顕彰の実施
- ・ 丸山薫賞の実施
- ・ トリエンナーレ豊橋星野真吾賞展の開催〈再掲〉
- ・ 豊橋市民展の開催
- ・ 豊橋文化賞・豊橋文化奨励賞の実施

〈方向性4〉『つかう、つたえる』

豊かな豊橋文化を未来に継承します

基本方針

1 地域の伝統芸能の継承

- ・ 三遠南信ふるさと歌舞伎交流大会の開催〈再掲〉
- ・ 吉田文楽保存会定期公演の開催
- ・ 豊橋素人歌舞伎保存会定期公演の開催
- ・ 豊橋邦楽大会・邦楽鑑賞会の開催
- ・ 歌舞伎入門講座の開催
- ・ 小中学校向け伝統芸能公演鑑賞事業の開催
- ・ 人形浄瑠璃体験学習会の開催及び部活動への指導の実施
- ・ 伝統文化こども教室の開催
- ・ 生涯学習市民大学トラムの開催〈再掲〉

2 地域にある文化資源の活用

- ・ 二川宿本陣、旅籠屋「清明屋」、商家「駒屋」など文化財の活用
- ・ 文化財保存活用事業の実施
- ・ 豊橋交響楽団の演奏活動の活用
- ・ 豊橋ユースオーケストラの演奏活動の活用
- ・ 三河市民オペラ公演の活用

3 市民文化活動の環境整備

- ・ 文化施設の運営
- ・ 美術博物館収蔵庫等再整備事業の実施
- ・ 豊橋文化祭の開催〈再掲〉
- ・ 新春文化団体交流会の開催〈再掲〉
- ・ 豊橋邦楽大会・邦楽鑑賞会の開催〈再掲〉
- ・ 地区市民総合展・地区市民芸能祭の開催
- ・ 豊橋市民展〈再掲〉、豊橋美術展の開催
- ・ 各種展覧会事業の実施
- ・ 豊橋市市民協働推進補助金の交付

参 考 资 料

文化芸術振興基本法（平成13年12月7日法律第148号）

目次

前文

第一章 総則（第一条 — 第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条 — 第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その

他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策 (芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信する

よう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及

び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月27日法律第49号）

目次

前文

第一章 総則（第一条 - 第九条）

第二章 基本的施策（第十条 - 第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆（きずな）を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽

堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図

るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

豊橋市文化振興指針策定会議設置要綱

(設置)

第1条 文化芸術振興基本法の基本理念に基づき、本市における文化振興に関し、文化振興指針（以下「指針」という）の策定について必要な事項を検討するため、豊橋市文化振興指針策定会議（以下「策定会議」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指針改訂に関する方針及び重要事項の調整
- (2) 指針改訂原案の立案

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長は、策定会議を招集し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、策定会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第4条 策定会議に幹事会を置き、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表第2に掲げる者をもって構成する。

- 2 幹事会は、幹事長の命を受け、第2条に掲げる事項について調査検討し、策定会議に必要な資料を提出する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会務を総理する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第5条 策定会議に作業部会を置き、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、別表第3に掲げる者をもって構成する。

2 作業部会は、第2条に掲げる事項を円滑に進めるため調査検討し、幹事会に必要な資料を提出する。

3 作業部会は、部会長が招集し、会務を総理する。

(アドバイザー)

第6条 策定会議は、所掌事務の調査又は研究を行う上で、必要な助言及び指導を受けるため、アドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、文化市民部文化課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成26年4月23日から施行する。

別表第 1

策定会議	
会長	副市長（堀内副市長）
副会長	副市長（木村副市長）
委員	総務部長
委員	財務部長
委員	企画部長
委員	文化市民部長
委員	福祉部長
委員	産業部長
委員	都市計画部長
委員	教育部長

別表第 2

幹事会	
幹事長	文化市民部長
副幹事長	文化課長
幹事	行政課長
幹事	財政課長
幹事	政策企画課長
幹事	シティプロモーション推進室長
幹事	福祉政策課長
幹事	産業政策課長
幹事	学校教育課長
幹事	生涯学習課長

別表第 3

作業部会	
部会長	文化課長
副部会長	文化課主幹
部会員	政策企画課職員
部会員	シティプロモーション推進室職員
部会員	市民協働推進課職員
部会員	多文化共生・国際課職員
部会員	福祉政策課職員
部会員	産業政策課職員
部会員	まちなか活性課職員
部会員	教育政策課職員
部会員	学校教育課職員
部会員	生涯学習課職員
部会員	図書館職員
部会員	美術博物館職員
部会員	豊橋文化振興財団職員

豊橋市文化振興指針策定会議 アドバイザー名簿

(50音順・敬称略)

氏名	役職	ジャンル
飯田 祐二	学校法人桜丘学園桜丘中学校 校長	美術（日本画）
衛 紀生	可児市文化創造センター館長兼劇場総監督	劇場運営・演劇評論
大垣 敬子	(一財) 地域創造 芸術環境部ディレクター ※平成27年3月退職	アートマネジメント
近藤 恵子	岡崎高等学校非常勤講師	音楽（合唱）
中島 晴美	(公財) 豊橋文化振興財団 シニアプロデューサー	舞台芸術・マネジメント
深見 正彦	(公財) 豊橋文化振興財団 常務理事	劇場運営
矢作 勝義	(公財) 豊橋文化振興財団 芸術文化プロデューサー	舞台芸術・マネジメント
吉野 さつき	愛知大学文学部 メディア芸術専攻准教授	アートマネジメント

豊橋市文化振興指針改訂の経過

年 月 日	事 項	内 容
平成 26 年 3～4 月	アンケート調査の実施	文化団体、教育機関等を対象に調査
平成 26 年 5 月 24 日	第 1 回アドバイザー会議	芸術文化の専門家からの意見聴取
平成 26 年 5 月 30 日	ワーキング会議	指針の改訂中間報告（案）について
平成 26 年 6 月 24 日	第 1 回幹事会	〃
平成 26 年 6 月 30 日	第 1 回策定会議	〃
平成 27 年 1 月 7 日	第 2 回策定会議	〃
平成 27 年 1 月 15 日	第 3 回策定会議	〃
平成 27 年 2 月 13 日	総務委員会	指針の改訂中間報告について
平成 27 年 3 月 11 日	第 2 回アドバイザー会議	芸術文化の専門家からの意見聴取
平成 27 年 3 月 11 日	文化団体会議	市内文化団体からの意見聴取
平成 27 年 10 月 9 日	第 3 回アドバイザー会議	芸術文化の専門家からの意見聴取
平成 27 年 11 月 2 日	第 2 回幹事会	文化振興指針改訂版（素案）について
平成 27 年 11 月 4 日	第 4 回策定会議	〃
平成 27 年 12 月 21 日	総務委員会	文化振興指針改訂版（案）について
平成 28 年 1 月 15 日 ～ 2 月 15 日	パブリックコメント	文化振興指針改訂版（案）についての 意見募集
平成 28 年 3 月 1 日	第 5 回策定会議	文化振興指針改訂版（最終案）について
平成 28 年 3 月下旬	公 表	文化振興指針改訂版

豊橋市文化振興指針 改訂版

平成28年3月発行

豊橋市文化市民部文化課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

電話 (0532) 51-2875